

## 登録資格者講習等の講習に用いる教材の告示（案）について

平成16年5月27日公布の建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十五第五号（第四条の三十七、第四条の三十九において準用する場合を含む。）において、講義に用いる適切な内容の教材として国土交通大臣が定める教材を次のように定める。

### 1. 登録特殊建築物等調査資格者講習

科目	内容
特殊建築物等定期調査制度総論	建築基準法第8条及び建築基準法第12条に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造、建築材料、建築設備及び建築施工に関する事項
建築基準法令の構成と概要	建築基準法、消防法に関する事項
特殊建築物等の維持保全	建築物の維持保全、建築物のストックに関する事項
建築構造	建築物の各種構造（木構造、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造、外壁、防水、非構造部材）及び調査・診断に関する事項
防火・避難	建築物火災、火災現象、火災と人間行動、防火・避難計画、及び防火材料・構造・設備に関する事項
その他の事故防止	日常災害対策、地震災害対策、及び水害対策に関する事項
特殊建築物等調査業務基準	定期調査の目的と性格、定期調査の位置付け、行政庁報告と地域法人、建築設備等他の検査との関係、定期調査業務の流れ、定期調査要領、定期調査票、定期調査結果の判定、特定行政庁への

	報告及び定期調査項目の解説に関する事項
--	---------------------

## 2 . 昇降機検査資格者講習

科 目	内 容
昇降機・遊戯施設定期検査制度 総論	定期検査・報告に係る建築基準法、昇降機検査資格者及び制度全般に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造及び建築材料に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する電気 工学	電気理論、電気機械、制御器具、電気材料、自家用変電設備及び電気工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する機械 工学	機械の材料、材料力学、機械要素及び機械工学に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する建築 基準法令	建築基準法、同施行令、関係告示及び通達その他の関連法規に関する事項
昇降機・遊戯施設に関する維持 保全	維持保全の趣旨、昇降機及び遊戯施設の維持管理に関する事項
昇降機概論	昇降機の沿革、分類、構造、機能及び安全装置に関する事項
遊戯施設概論	遊戯施設の沿革、分類、構造及び機能に関する事項
昇降機・遊戯施設の検査標準	日本工業規格に定める昇降機・遊戯施設の検査標準に関する事項

## 3 . 建築設備検査資格者講習

科 目	内 容

建築設備定期検査制度総論	建築設備定期検査制度全般及び維持保全に関する事項
建築学概論	建築計画、建築構造及び建築材料に関する事項
建築設備に関する建築基準法令	建築基準法及び消防法その他関連法規に関する事項
建築設備に関する維持保全	維持保全の考え方、維持保全計画書の作成、維持保全業務及び診断改修に関する事項
建築設備の耐震規制、設計指針	建築設備の耐震設計規定及び耐震設計・施工に関する事項
換気・空気調和設備	換気空調の基礎、換気設備の技術基準及び室内温熱・空気環境等に関する事項
排煙設備	火災と煙、防排煙計画、居室等の排煙設備、付室及び乗降ロビーの排煙設備、地下街の排煙設備、消防法に基づく排煙設備及び維持管理上の注意事項
電気設備	電気設備に関連する法規、屋内配線一般、低圧・高圧屋内配線、照明設備、動力設備、受変電設備、発電設備、蓄電池設備、避雷設備、監視と制御、通信設備及び検査と試験に関する事項
給排水衛生設備	給水設備、給湯設備、排水・通気設備、衛生器具設備、排水利用・再利用設備、消火設備、試験及び検査に関する事項
建築設備定期検査業務基準	建築設備定期検査業務基準と同報告書及び建築設備定期検査の実務に関する事項

